

# 資料編

1. 策定経緯	…92
2. 今後の事業の見通し	…103
3. 用語解説	…105



# 1. 策定経緯

## 富里市都市計画マスタープラン ワーキンググループ会議

- 第1回 2016年10月6日
  - ・都市計画マスタープランの改定について
  - ・現行マスタープランの進捗評価について
- 第2回 2017年2月3日
  - ・現況から見た課題の整理及び現行都市計画マスタープランの進捗状況の評価について
  - ・都市づくりの目標と将来都市像及び将来都市構造について
- 第3回 2017年8月30日
  - ・都市計画マスタープラン 全体構想（素案）について
- 第4回 2018年2月1日
  - ・地域別懇談会の開催概要について
  - ・都市計画マスタープラン 地域別構想（素案）について
- 第5回 2018年6月26日
  - ・まちづくりの実現に向けて(施策目標の設定)に関する各課実施について
- 第6回 2018年9月12日
  - ・都市計画マスタープラン（素案）第1回校正について
- 第7回 2018年11月26日
  - ・都市計画マスタープラン（素案）第2回校正について

## 富里市都市計画マスタープラン 策定委員会

- 第1回 2016年11月7日
  - ・都市計画マスタープランの改定について
  - ・現行マスタープランの進捗評価について
- 第2回 2017年2月10日
  - ・現況から見た課題の整理及び現行都市計画マスタープランの進捗状況の評価について
  - ・都市づくりの目標と将来都市像及び将来都市構造について
- 第3回 2017年9月14日
  - ・都市計画マスタープラン 全体構想（素案）について
- 第4回 2018年2月19日
  - ・地域別懇談会の開催概要について
  - ・都市計画マスタープラン 地域別構想（素案）について
- 第5回 2018年7月26日
  - ・都市計画マスタープラン まちづくりの実現に向けて（素案）について
- 第6回 2018年12月20日
  - ・都市計画マスタープラン（案）について

## 富里市都市計画マスタープラン 有識者懇談会

- 第1回 2017年5月23日
  - ・都市計画マスタープラン改定の背景と平成28年度検討内容
- 第2回 2017年10月6日
  - ・都市計画マスタープラン全体構想素案について
- 第3回 2018年3月16日
  - ・地域別懇談会の開催概要と地域別構想（素案）について
- 第4回 2018年10月4日
  - ・都市計画マスタープラン まちづくりの実現に向けて（素案）について
- 第5回 2019年1月24日
  - ・都市計画マスタープラン（案）の提言について

## (1) 策定委員会の設置要綱

### 富里市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針を定めるため、富里市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、富里市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の見直しに関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は都市建設部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある職員をもって充てる。

#### (職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が不在のときは、その職務を代理する。

#### (任期)

第5条 委員の任期は、本要綱の施行の日からマスタープランの見直しが終了する日までとする。

#### (会議)

第5条 会議は必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

#### (ワーキンググループ)

第6条 委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、富里市都市計画マスタープランワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

- 2 ワーキンググループは、別表第2に掲げる委員（以下「会員」という。）によって構成する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、都市建設部都市計画課長をもって充てる。
- 4 ワーキンググループは、座長が必要に応じて招集し、座長が議長を努める。
- 5 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する会員がその職務を代理する。
- 6 座長は、ワーキンググループの事務を掌理し、ワーキンググループの経過及び結果を委員長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第7条 委員会及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、委員及び会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキンググループの庶務は、都市建設部都市計画課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関して必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年9月16日から施行し、マスタープランの見直しが完了した日にその効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

富里市都市計画マスタープラン策定委員会

区 分	職
委 員 長	副市長
副 委 員 長	都市建設部長
委 員	総務部長，健康福祉部長，市民経済環境部長，教育次長，総務課長，財政課長，企画課長，社会福祉課長，子育て支援課長，子ども課長，高齢者福祉課長，健康推進課長，農政課長，商工観光課長，環境課長，市民活動推進課長，建設課長，都市計画課長，下水道課長，水道課長，農業委員会事務局長，教育総務課長，学校教育課長，生涯学習課長，消防総務課長

別表第2（第6条関係）

## 富里市都市計画マスタープランワーキンググループ

座長	都市建設部都市計画課長			
	部名	課等名	職名	
会 員	総務部	総務課	所属長の推薦を受けた 職員	
		財政課		
		企画課		
	健康福祉部	社会福祉課		
		子育て支援課		
		子ども課		
		高齢者福祉課		
		健康推進課		
	市民経済環境部	農政課		
		商工観光課		
		環境課		
		市民活動推進課		
	都市建設部	建設課		
		都市計画課		
		下水道課		
	水道課			
	農業委員会事務局			
	教育委員会	教育総務課		
		学校教育課		
		生涯学習課		
消防本部	消防総務課			

## (2) 有識者懇談会の設置要綱

### 富里市都市計画マスタープラン有識者懇談会設置要綱

#### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定による，市町村の都市計画に関する基本的な方針とする富里市都市計画マスタープラン（以下「市マスタープラン」という。）の改定及び推進に当たり専門的見地から意見を聴くため，富里市都市計画マスタープラン有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 市マスタープランの改定に関し意見，助言等を行うこと。
- (2) その他市マスタープランに関し必要な事項

#### (組織)

第3条 懇談会の委員は，別表のとおりとする。

- 2 懇談会に座長を置き，委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は，会議の会務を総理し，会議の議長となる。
- 4 座長に事故があるときは，あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は，平成31年3月31日までとする。ただし，委員が欠けた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱された時における当該職又は地位を離れたときは，委員の職を失うものとする。

#### (会議)

第5条 懇談会の会議は，必要があると認める場合に富里市都市計画マスタープラン策定委員会の長（以下「策定委員長」という。）が招集する。

- 2 策定委員長は，必要があると認めるときは，関係者以外の者の出席を求め，その意見又は説明を聴くことができる。

#### (会議の公開)

第6条 懇談会の会議は，原則として公開とする。

#### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は，都市建設部都市計画課において処理する。

#### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，懇談会の運営について必要な事項は，市長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、委員の任期満了の日限りその効力を失う。

別表第1（第3条関係）

分野	氏名	所属先等
都市計画	小川 剛志 (立木 督則)	千葉県県土整備部都市整備局 都市計画課
	鎌田 元弘	千葉工業大学
協 働	関谷 昇	千葉大学法政学部
防 災	川島 年雄	富里第一小学校まちづくり協議会
経 済 産業（農業）	市原 重信 (佐藤 美智子)	千葉県印旛農業事務所
	関口 順一 (岩澤 弘)	成田国際空港株式会社
	関 寛之	株式会社ちばぎん総合研究所
	寒郡 茂樹	富里市商工会
教 育 福祉（子育て・高齢者）	渡邊 薫	富里市学校専門委員 (富里市立浩養小学校)
	宮川 朱実	富里市民生委員児童委員協議会
	粟飯原 有禧	富里市シルバー連合会
医 療	込山 克司	成田赤十字病院
交 通	鶴澤 尚夫	千葉交通株式会社
環 境	大道 正義	富里市廃棄物減量等推進審議会

※（）書きは、要綱制定当時の氏名、所属先を示しています。

### (3) 有識者懇談会からの提言書

平成31年2月6日

富里市長 相川 堅治 様

富里市都市計画マスタープラン有識者懇談会  
座長 寒郡 茂樹

#### 富里市次期都市計画マスタープラン提言書

富里市の次期都市計画マスタープランについては、当懇談会からの意見を基に取り入れられているものがあり、一定の評価をするものであります。今後、本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民や地域、事業者等様々な主体による協働のまちづくりが展開され、持続可能で魅力ある都市づくりの実現に向けた提言を下記のとおり取りまとめましたので、その取組が着実に実行されることを強く望みます。

#### 記

- 1 人口減少や少子高齢化等、人口構造の変化を見据えたまちづくりを図ること  
全国的な動向同様、本市においても人口減少や少子高齢化が進行していくことは明らかである。13の村が一つとなり今日の富里が形成されてきた経緯等も踏まえた多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた方策を明らかにするとともに、人口減少下においても、持続可能で誰もが暮らしやすいまちの実現に向け、必要な都市機能が必要なゾーンに集積された地域区分を検討することが必要である。また、今後の富里市を担っていく子育て世代が住み良いまち、今後も増加が見込まれている高齢者が安全、安心に暮らせるまちを目指し、幅広い世代の定住促進に向けた方針を示すこと。
- 2 広域的な交通ネットワークの強化と地域内交通の利便性向上を図ること  
成田空港の機能強化による周辺地域への波及効果としては、特に雇用面や産業、物流面で大きくなることが想定される。空港をはじめ、近隣地域と本市の利便性向上に資する道路整備の実現、バス等の公共交通の充実に向けた方針を示すこと。また、鉄道駅のない本市においては、バスサービスの維持及び拡充が不可欠である。自動運転等の技術開発が進んでいること等も踏まえた今後の公共交通の在り方を明らかにすること。

### 3 効果的かつ効率的な都市基盤整備の充実を図ること

道路や下水道、公共施設等のインフラ施設における老朽化の進行が課題となっており、生活の安全性を確保していくためにも適切な維持管理を図っていくことが必要である。一方で、人口減少が進むとともに、市の財政状況も逼迫していくことが予想されることから、地域特性に応じた基盤整備の在り方を明らかにするとともに、既存ストックの活用を図るなど、効率的な維持管理に向けた方針を示すこと。

### 4 産業振興による地域活力の向上を図ること

本市の基幹産業である農業では、すいかやにんじんの産地として発展してきたが、担い手不足や農業従事者の高齢化の進行等により、活力低下が懸念されることから、持続的な発展に向けた方針が必要である。また、商業施設が集積する地域については、様々な機能を集積し、拠点的な機能を高めながら、空き家や空き店舗等の有効活用も含めた活力向上を図っていくことが必要である。さらに、地域活力の向上に向けては、交流人口の拡大を図っていくことも重要であることから、旧岩崎家末廣別邸の交流拠点化等によるにぎわいの創出に向けた方針を明らかにすること。

### 5 防災対策の強化と防災意識の醸成を図ること

東日本大震災以降、市民の防災に対する意識は高まっており、市民や事業者、行政等が一丸となって防災対策に取り組んでいくことが重要である。インフラ施設に対する耐震化などのハード対策のみならず、防災に関する情報発信や防災訓練の実施等のソフト対策両面に対する方針を示すこと。

### 6 様々な主体による協働のまちづくりを図ること

人口減少下においては、市民の力、地域の力、事業者の力など、様々な主体による協働のまちづくりを推進していくことが非常に重要となる。市民や地域との協力、支援体制の構築、強化や、民間活力の積極的な導入に向けた方針を示すこと。

これらの提言を踏まえた取組を実行に移す際は、上位関連計画との整合を図りながら実施していくとともに、その効果検証を行いながら、適宜計画の見直しを行うこと。

富里市都市計画マスタープラン有識者懇談会

座長	寒 郡 茂 樹
委員	小 川 剛 志
同上	鎌 田 元 弘
同上	関 谷 昇
同上	川 島 年 雄
同上	市 原 重 信
同上	関 口 順 一
同上	関 寛 之
同上	渡 邊 薫
同上	宮 川 朱 実
同上	栗飯原 有 禧
同上	込 山 克 司
同上	鵜 澤 尚 夫
同上	大 道 正 義

#### (4) 富里市都市計画審議会への諮問・答申

富都第375号

富里市都市計画審議会会長 様

富里市次期都市計画マスタープランの策定について（諮問）

このことについて、都市計画法第18条の2第1項の規定により定めるため、別紙のとおり貴審議会に諮問します。

平成31年2月20日

富里市長 相川堅治

富都審第69号

平成31年3月15日

富里市長 相川堅治 様

富里市都市計画審議会  
会長 篠原眞司

富里市次期都市計画マスタープランの策定について（答申）

平成31年2月20日付け富都第375号で当審議会に諮問されましたこのことについて、平成31年3月15日に会議を開催し審議したところ、原案どおり認めましたので答申します。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

## 2. 今後の事業の見通し

P D C A サイクルに基づく計画の見直しにあたっては、以下に示す施策目標の進捗状況をもとに、計画の実現状況を把握し、必要に応じた見直しを図っていきます。

目標とするまちづくり		目標期間	施策目標	
拠点				
都市拠点	ふれあい拠点	継続実施	既存施設・公園等の活用	
		長期	未利用地への福祉施設誘導	
	とみさと中心拠点	継続実施	道路改良事業の推進	
		長期	歩行空間、公共交通施設の整備検討	
	にぎわい拠点	中期	北新木戸土地区画整理事業の推進	
	日吉台地区	継続実施	既存施設・公園等の活用促進	
	葉山地区	継続実施	都市計画の見直しと地区計画の導入	
	中沢地区	長期	市有地の活用に向けた方針の検討	
	根木名地区	継続実施	市街化調整区域における集落のあり方を検討	
	両国地区			
	実の口地区			
	工業拠点	富里工業団地	継続実施	緑地協定による良好な環境の維持
		富里第二工業団地		
		酒々井 IC 周辺	短期	酒々井 IC 周辺活性化協議会による検討
観光・交流拠点	旧岩崎家末廣別邸周辺	短期	旧岩崎家末廣別邸隣接地活用事業の促進	
	既存ゴルフ場周辺	継続実施	環境基本計画に基づく谷間の斜面緑地の保全	
	既存公園・運動場	継続実施	公園管理事業の継続実施	
	既存ホテル周辺	短期	民間の取組に対する側面支援策を検討	
	両国周辺地区	長期	大規模既存集落と周辺のあり方を検討	
	旧洗心小学校	短期	旧洗心小学校の活用方針の検討	
都市的居住空間		継続実施	既存施設の活用・維持	
成田空港との一体的な土地利用を検討する地区（大和・根木名地区）		長期	成田空港機能強化に伴う構想内容の検討	
土地利用				
住宅地		継続実施	交通安全施設整備事業・道路改良事業の継続実施	
		継続実施	居住エリアの適正化、定住と維持のあり方の検討	
商業地		中期	北新木戸土地区画整理事業の推進	
沿道商業地		継続実施	沿道用途にふさわしい土地利用の誘導	
公共公益地		継続実施	既存施設の活用促進	
交流施設地		継続実施	排水対策事業による安全性向上	
		継続実施	既存施設・公園等の活用促進	
産業地		継続実施	緑地協定による良好な環境の維持	
		短期	酒々井 IC 周辺活性化協議会による検討	
自然・農地		継続実施	多面的機能支払交付金事業の活用による保全	
		継続実施	富里市環境基本計画に基づく保全	

目標とするまちづくり		目標期間	施策目標
都市施設			
道路	広域幹線道路	長期	都市計画道路 七栄葉山線の整備促進
		長期	(仮称)南部産業道路の計画化に向けた検討
	主要幹線道路	長期	(仮称)都市間幹線道路の計画化に向けた検討
		長期	(仮称)成田小見川鹿島港線連絡道路の計画化に向けた検討
		中期	都市計画道路 富里I・C線の整備促進
	幹線道路	長期	都市計画道路 七栄中沢線の整備促進
		中期	都市計画道路 成田七栄線の整備促進
	補助幹線道路	継続実施	市道 01-006号線、01-007号線の整備促進
		継続実施	既存道路の拡幅整備、路盤改良
	その他生活道路	継続実施	道路改良事業・交通安全施設整備事業の実施
バス交通		短期	地域公共交通体系の見直し
		短期	バス網の維持・拡充・見直しを検討
		短期	さとバス・デマンド交通等の維持・拡充・見直し
駐輪場・駐車場		長期	(仮称)駐車場適正化計画の検討
その他、公共交通関連施設		短期	自転車ネットワーク計画策定
公園緑地	旧岩崎家末廣別邸周辺	短期	旧岩崎家末廣別邸及び周辺隣接地の活用
	公園	継続実施	既存施設・公園等の活用促進
	緑地	継続実施	富里市環境基本計画に基づく保全
		継続実施	斜面林のNPO等との協働による保全・活用
緑のネットワークの形成		短期	次期緑の基本計画策定
供給処理施設	汚水排水施設	継続実施	合併浄化槽の設置促進
		短期	公共下水道の整備促進
	雨水排水施設	継続実施	流域調整池の整備
	上水道施設	長期	浄配水施設・管路の更新・耐震化
その他 公共公益 施設	ごみ処理施設	中期	ごみ処理施設の整備検討
	健康施設	継続実施	関係機関と連携による保健センター機能の充実
	福祉施設	継続実施	地域福祉施設との連携及び福祉センターの改修による充実
	学校施設	継続実施	地域交流の場としての活用
	児童福祉・子育て支援施設	継続実施	保育環境の整備
文化施設等		短期	文化財郷土資料館の整備(旧保健センターを再整備)
都市環境			
市街地景観の形成		短期	富里市景観計画の策定
		継続実施	敷地内緑地の推進
自然景観の形成		継続実施	富里市環境基本計画に基づく保全
農村景観の形成			
都市防災			
震災・火災に対する方針		短期	富里市耐震改修促進計画に基づく建築物の耐震改修等
		長期	防火地域又は準防火地域の指定の検討
土砂災害に対する方針		継続実施	土砂災害警戒区域等に指定された区域での新たな開発抑制
水害に対する方針		長期	宅地内での雨水調整施設の設置
その他			
空き家対策		継続実施	空き家対策事業の促進

## 3. 用語解説

### あ行

#### 1ターン

都市部から出身地とは違う地方に移住して働くことをいう。

#### 空き家

人が住んでいない住宅で、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

#### 雨水調整施設

集中豪雨などにより水路があふれそうな際に、雨水の流出を一時的に貯留または浸透させるための施設。

#### SNS（エス・エヌ・エス）

Social Networking Service の略。

インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称。

友人や知人と交流するだけでなく、自分の趣味やスポーツ、嗜好、居住地域、出身校などを公開することによって、同じ趣味やスポーツ・趣向などを持った人と新たな交流関係を作ったり、幅広いコミュニケーションを取ったりすることが出来る。

#### NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization の略。

政府や営利企業と独立した存在として、各種の公益活動や市民活動を社会的使命の精神を尊重して行う非営利組織・団体。

なお、法人格を取得した NPO 法人は社会的責任、永続性、公開性がより備わる。

#### 延焼遮断帯

大地震の発生時において、市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設。主に道路、河川、鉄道、公園、緑道等の都市施設を骨格として活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道等の不燃建築物を組み合わせることにより延焼遮断帯を構築する。

#### オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼など、建物によって覆われていない土地の総称。

# か行

## 買物弱者

高齢者等を中心に、一般的な高齢者の徒歩圏とされる500m圏内に買物施設がなく、公共交通の利便性も悪い等、住んでいる地域での日常的な買物に困難を感じている人をいう。

## 幹線道路

都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路をいう。

## 協働のまちづくり

市民を中心として、行政だけでなく、市民活動団体や民間事業者等を含めてまちづくりを進めていくこと。

## 緊急輸送路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。

## 近郊整備地帯

市街地近郊の無秩序な市街地化を防止するために、市街地の整備と緑地の保全を計画的に行う必要がある区域として、国土交通大臣が指定する区域。

## 国登録有形文化財

築50年以上が経ち、歴史的景観や造形に優れ、再現が容易でない近代建造物。

## 景観行政団体

景観法により定義される景観行政を行う行政機構をいう。都道府県、政令指定都市、中核市及び都道府県知事と協議し、同意を得た市町村が景観行政団体となる。

## 景観計画

景観法に基づいて、景観行政団体が定める景観計画をいう。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じることになる。

## 広域幹線道路

高規格幹線道路、一般国道など都市の骨格を形成する幹線道路。

## 公共下水道

主として市街地における家庭や工場からの汚水を処理することを目的として整備されるもので、該当する市町村が整備・管理する。

## 公共下水道全体計画区域

将来的な公共下水道施設の配置計画を定めている区域。

## 公共交通空白地域

鉄道駅からの距離が1km以内、または、バス停からの距離が300m以内のエリアに含まれない、公共交通の利便性が低い地域をいう。

## 公共交通ネットワーク

鉄道やバス等の不特定多数の人々が利用する交通機関により結ばれたネットワークのこと。

### 交通結節点

異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などの施設が含まれる。

### 高齢化

高齢化社会とは、総人口に対する65歳以上の人口の割合(以下、「高齢化率」という。)が、7%以上14%未満である社会をいう。また、高齢化率が14%以上21%未満の場合は「高齢社会」、高齢化率が21%を超える場合は「超高齢社会」と呼ばれている。

### コミュニティサイクル

複数のサイクルポート(自転車の貸出・返却場所)を配置し、いつでもどのポートでも自転車の貸出し・返却が可能であり、短時間・短距離の移動を目的とした公共交通を補強する新しい交通手段。

### コンパクトシティ

徒歩による移動性を重視し、行政、商業、住宅など様々な都市機能が比較的小さなエリアに高密度に集積した都市構造。

## さ行

### 市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

### 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。原則として建物の建築が制限される。

### 指定管理者制度

公の施設の管理や運営を民間事業者、NPO法人等にも認める制度。

### 自転車ネットワーク計画

地域のニーズに対応しつつ、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備するため、地域と連携して、面的な自転車ネットワークを整備するために策定する計画。

### 市民活動団体

市民が公益的な目的を持って自主的に活動する団体。

### 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。製品などが廃棄物となることを抑制したり、不要となった製品などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより、環境への負荷ができる限り低減された社会。

### 人口構造

人口を性、年齢、配偶関係等、様々な標識で分類したもの。最も基本的なものは男女年齢別構成である。

## CSR（シー・エス・アール）

Corporate Social Responsibility の略

企業の社会的責任として、利益を最優先させるのではなく、地球環境の持続可能性への配慮、人権・コンプライアンスへの取り組み、地域・社会への貢献活動等を通し、長期的かつ持続的な成長を目指すこと。

## 生産緑地

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る緑地。市街化区域内の農地で、500㎡以上の面積がある地区や、農林業の継続が可能な条件を備えている地区などを定めることができる。

# た行

## 耐震・耐火機能

耐震機能は、地震の揺れに耐えられるよう構造等を補強するための機能。耐火機能は、高熱にも耐えられるよう構造等を補強するための機能。

## 地区計画

地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付け、まちづくりを進めていく手法である。地区計画で定めた目標や方針に従って、道路・公園などの地区施設や建築物等に関する事項などまちづくりの具体的な内容を地区整備計画で定める。

## 地区計画ガイドライン

都市計画マスタープランを補完するものとして、市街化調整区域における土地利用方針に即した地区計画を作成するときの基準を示したガイドライン。

## 定住促進

定住人口の増加を図るため、他の地域からの転入者や地域の若年層に対し、住宅の新築や購入等を支援すること。

## 低・未利用地

市街地内で、更地や遊休化した工場跡地、青空駐車場など、有効に利用されていない土地のことをいう。低・未利用地は、地域の活性化やまちづくりのために、有効活用していくことが求められている。

## デマンド交通

利用者の需要に応じて予約があった時のみ運行する交通方式。

## 田園住居地域

都市緑地法等の一部改正により、新たに設けられた住居系の用途地域。住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成する地域。

## 都市計画区域

都市計画を総合的に進める区域全体のことをいう。市町村の中心市街地を含み、自然や社会的条件などからみて、一体の都市として総合的に整備、開発や保全する必要がある区域のことである。

**都市計画区域の整備・開発及び保全の方針**

人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、都市計画の目標や区域区分の有無、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針等について、都道府県が広域的な視点から定める計画。

**都市計画道路**

都市計画において定められる都市施設の一つのことで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。

**都市公園 ※公園の種類**

公園には、法律上いろいろな種類に分けられる。このうち、都市公園法で定められた都市公園では、公園の規模によって、更にいくつかに分類される。近隣公園や総合公園もそのうちのひとつである。

**街区公園**

周辺に居住する者のためにつくられた公園。大体250m圏内での利用を想定しており、散歩や子ども達の日常の遊びなど、最も地域に密着した公園といえる。以前は児童公園と言われていたが、1993年(平成5年)から名称が変更された。

**近隣公園**

街区公園よりも、やや規模が大きく、大体500m圏内での利用者を想定した公園。

**地区公園**

近隣公園よりも、やや規模が大きく、大体1km圏内での利用を想定した公園。面積は4haを目安としている。

**住区基幹公園**

街区公園、近隣公園、地区公園を総称して住区基幹公園という。

**総合公園**

都市住民全体の休息、鑑賞、散歩などを目的とした公園。面積は10~50haを目安としている。

**特殊公園**

風致公園、動植物公園、歴史公園、都市林などを総称した公園。

**都市構造**

人口の配置、市街地の広がりなど都市を形成する物理的な構造で、都市空間の骨組み。

**都市施設**

良好な都市環境を保持するための施設の総称である。

- ・道路、駐車場、駅などの交通施設
- ・公園、緑地などの公共空地
- ・水道、下水道、ごみ焼却場などの供給・処理施設
- ・河川、水路など
- ・学校、図書館などの教育文化施設
- ・病院、保育所など
- ・市場、と畜場、火葬場
- ・住宅団地
- ・官公庁施設 …等

**都市のスポンジ化**

都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。

### 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定・告示された区域。

### 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく事業のことを示す。土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図ることを示す。

## な行

### にぎわい創出空間

本市の豊かな自然や歴史的資源を後世に伝え、残していくとともに、それらを活かして市内外の多くの人が集い、交流する空間。

### 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設である。就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能や、地域における子育て支援を行う機能を有する施設。

## は行

### バリアフリー

高齢者や障害者にとっての障壁となる、段差等の物理的障害が除去された空間や環境のことをいう。

### パークアンドバスライド

自宅から運転してきた自家用車を駐車して、目的地までバスを使うこと。

### PPP（ピー・ピー・ピー）

Public Private Partnership の略。

公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組みをいう。PFIはPPPの代表的な手法の一つである。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方法、更に包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

### PFI（ピー・エフ・アイ）

Private Finance Initiative の略。

公共施設などの設計、建設、維持・管理及び運営に民間の資金やノウハウなどを導入し、民間主導により、効率的な公共サービスの提供を行う手法。

### 防火地域・準防火地域

都市計画法第9条第21項において市街地における火災の危険を防除するため定める地域。市街地火災の防止や、市街地火災が発生した場合の延焼の遮断を図るため、建築物を耐火建築物とすることが義務付けられる。

# ま行

## 緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める計画。

## 木造密集地

発災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域。

# や行

## 用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される13種類の都市計画の総称である。建築基準法では、用途地域ごとに、建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められている。

## Uターン

地方から都市に移住した人が、再び故郷に戻ることをいう。

# ら行

## ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

## 6次産業化

農林水産業などの1次産業が食品加工や流通販売にも事業展開している経営形態を表し、2次産業（製造業）や3次産業（小売業）等の事業と総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組。





---

**富里市 都市建設部 都市計画課**

〒286-0292 千葉県富里市七栄 652-1

TEL : 0476-93-5147

FAX : 0476-93-5153

E-mail : [toshikeikaku@city.tomisato.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.tomisato.lg.jp)

---